

第2編 障がい者基本計画

第1章 たがいにおもいやるまち

第1節 広報・啓発活動の充実

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

障がいや障がい者に対する理解を広める広報・啓発活動としては、町広報誌などへの記事掲載や町ホームページでの情報掲載を行っています。

また、障がい者週間(毎年12月3日～9日)には障がい者週間の周知にも努めています。

さらに、子どもの頃からの福祉教育を進めるため、小中学校では「総合的な学習の時間」を活用した「福祉」の学習や体験活動を行うとともに、特別支援学校との交流事業、ボランティア活動、教育関係者の障がい児理解促進研修への派遣などを実施しています。

《施策展開の方向》

広報・啓発活動は、時間をかけて繰り返し、継続的に行っていく必要があります。特に、幼い頃からの福祉教育や障がい者との交流事業は、高い啓発の効果が見込めるものであり、「地域共生社会」の実現に向けては、心のバリアを取り除き、お互いが分かり合うことが、欠かせません。今後、重点的に取り組んでいくことが望まれます。

《施策概要》

① 広報活動の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	広報誌やパンフレット等の各種広報媒体の活用により、障がいに対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスや障がい者団体等に関する情報提供を進めます。	継続	福祉課
2	町ホームページを活用し、福祉サービスやイベント、障がい者団体等の情報提供を進めます。	継続	福祉課

② 交流機会の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がい者週間にちなんだ、講演会や作品発表の場、軽スポーツ大会体験会など、行事の開催を検討します。	新規	福祉課
2	様々な行事やイベントに際し、障がい者に配慮した企画や環境づくりを行い、障がい者の参画を促し、障がいのある人とない人の交流を図ります。	新規	福祉課 教育委員会 生涯学習担当

No.	施策概要	新・継	担当課
3	茨城県立大子特別支援学校との交流事業や特別支援学級との交流の推進等により、障がいのある子どもと障がいのない児童・生徒がともに育つ交流・ふれあい事業等を検討します。	継続	福祉課 教育委員会 学校教育担当

③ 福祉教育の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	幼稚園児，保育園児の福祉意識を育てるため，社会福祉協議会と連携し，福祉教育の充実に努めます。	新規	社会福祉協議会
2	小中学校で開催する催しに，障がいを乗り越え活躍する人などを招へいすることで，福祉教育の充実に努めます。	継続	教育委員会 学校教育担当 各学校
3	「総合的な学習の時間」等における福祉教育の実践や福祉・介護施設への慰問，奉仕活動の促進により，小中学校の児童，生徒の福祉意識の醸成に努めます。	継続	教育委員会 学校教育担当 各学校
4	教育関係者の障がい児理解促進研修への派遣などにより，福祉教育指導力の向上に努めます。	継続	各学校
5	町民の福祉意識を高めるため，生涯学習活動において，障がい者理解に関する講座や講演会等の開催を進めます。	継続	教育委員会 生涯学習担当

第2節 地域福祉活動の推進

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

地域における福祉活動は，大子町社会福祉協議会において，講演会や講習会の開催，障がい者団体の育成支援，体験を中心とした福祉教育，ボランティア活動の支援などが進められています。

また，ボランティア活動では，ボランティアコーディネーターを配置するとともに，大子町ボランティア連絡協議会を設置し，ボランティア団体相互の連絡調整を行うなど，活動の支援を行っています。平成29年度では，12のボランティア団体が大子町社会福祉協議会に登録しています。

○障がい者団体・ボランティア団体

〔障がい者団体〕

No.	団体名
1	大子町身体障害者福祉協議会
2	大子町心身障害児者父母の会

〔ボランティア団体〕

No.	団体名	会員数	主な活動内容
1	ボランティアグループ なかよし会	23	「声の広報だいが」の吹き込み・あんしんコール事業・久慈川荘シーツ交換等
2	四季の華グループ	8	久慈川荘でシーツ交換等
3	大子町理容組合 老人ホーム奉仕会	10	泉荘等で月1回，訪問理容
4	大子町美容組合	19	久慈川荘で美容サービス
5	蘭翠会	10	施設へ慰問，サロンでの芸能協力
6	送迎ボランティア フェニックス	7	大子福祉作業所での送迎
7	わだち	9	大子福祉作業所での生産活動補助
8	大子町シルバーリハビリ 体操指導士会	41	シルバーリハビリ体操指導
9	社会教育団体大子 地域サポーター会	16	子育て支援（長期休業中の交流・遊びの場の提供）
10	手話サークル 虹	7	手話
11	森のおはなし会	12	町内小学校で毎朝「朝読」 保育園・FMだいが・久慈川荘・子育て支援センター等で，人形劇や読み聞かせ
12	ひばりグループ	15	久慈川荘でシーツ交換等

※平成29年度大子町ボランティア連絡協議会各団体代表者名簿より

《施策展開の方向》

今後は高齢者や障がい者自身によるボランティアへの参加も進むと考えられることから，参加環境の整備とともに高齢者や障がい者を対象としたボランティア養成講座の企画も求められます。

また，ボランティア活動は福祉教育の良い機会であるとともに，今後も，ボランティア活動に対する利用者ニーズは高まると予測されることから，地域での福祉活動の担い手となる民間団体やボランティアの育成を進める必要があります。さらに，活動内容に関する公開やボランティア募集情報の提供，活動場所の支援など団体活動への支援も引き続き必要となります。

《施策概要》

① 福祉活動の促進

No.	施策概要	新・継	担当課
1-1	地域における福祉活動を進めるため、社会福祉協議会による活動を促進します。 (研修・ボランティア講習会の開催)	継続	社会福祉協議会
1-2	地域における福祉活動を進めるため、社会福祉協議会による活動を促進します。 (障がい者団体、身体障害者福祉協議会の活動支援)	継続	社会福祉協議会
1-3	地域における福祉活動を進めるため、社会福祉協議会による活動を促進します。 (日常生活自立支援事業)	継続	社会福祉協議会
1-4	地域における福祉活動を進めるため、社会福祉協議会による活動を促進します。 (学校等における福祉教育の促進)	継続	社会福祉協議会
1-5	地域における福祉活動を進めるため、社会福祉協議会による活動を促進します。 (在宅福祉サービスの促進)	継続	社会福祉協議会
2	民生委員児童委員による相談活動、福祉サービス等の情報提供など、身近な地域における活動を促進します。	継続	福祉課
3	すべての町民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、情報提供を推進します。	継続	福祉課
4	社会福祉協議会登録のボランティアに対して、活動の場や情報提供を積極的に支援します。	継続	社会福祉協議会

② ボランティアの育成及び活動の支援

No.	施策概要	新・継	担当課
1	地域における福祉活動の担い手となるボランティアコーディネーターを育成します。	継続	社会福祉協議会

第2章 とものにのびゆくまち

第1節 保育・療養・教育の充実

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

発達障がいの可能性のある子どもの保育に関しては、一般児童との集団保育を基本として、保育士を加配するなど保育体制の充実に努め、支援学校に通う児童の放課後の保育に関しては、放課後子ども教室を実施しています。乳幼児健診等で発達等に遅れが疑われた子どもについては、相談事業で相談を受け、必要に応じて経過観察や指導機関への紹介を行っています。

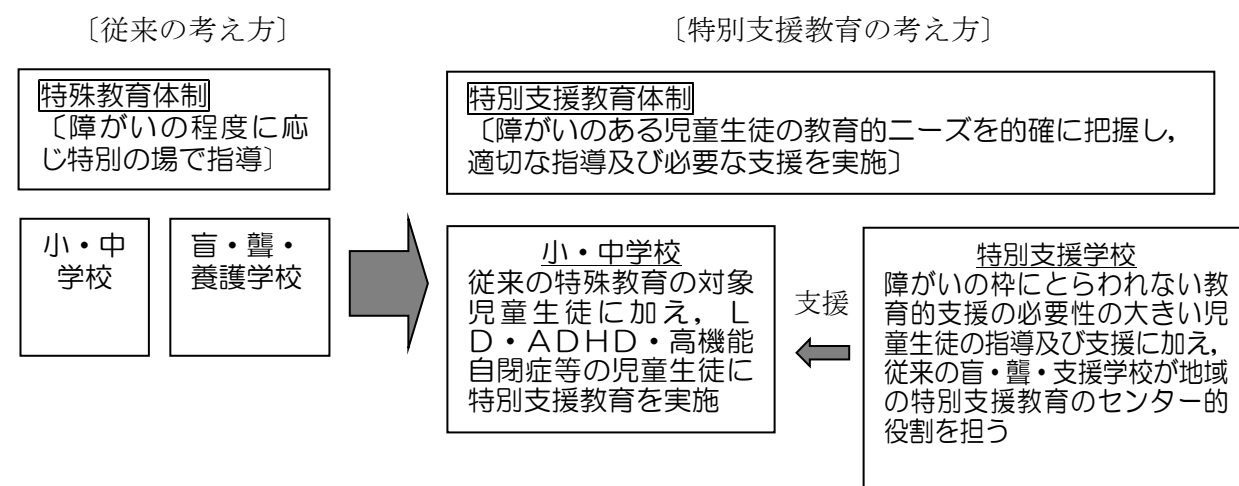
また、保育所（園）や幼稚園における保育者側からみて発達障がいの可能性のある子どもへの対応方法については、保健師や心理職による相談事業において必要なアドバイスをするなどの支援を行っています。

さらに、障がい児に対する療育事業は、児童福祉法による放課後等デイサービスを提供する予定です。

一方、障がい児に対する教育に関しては、学校や保育所（園）、幼稚園、障がい児施設、医療機関などと連携しながら就学指導と就学相談を実施しています。学校教育では、自閉症・情緒障がい、知的障がいなどに対応した特別支援学級の設置や学校施設の改修を進めるとともに、特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援を行っています。

また、障がい児日中一時支援事業により家族の負担軽減を図っています。

特別支援教育の考え方



○特別支援学校への就学状況（茨城県内児童数）

（平成29年5月1日現在）

区分	幼稚部	小学部	中学部	高等部
大子特別支援学校		22	17	
水戸特別支援学校		101	42	68
勝田特別支援学校		84	58	67
友部東特別支援学校		17	10	17
水戸高等特別支援学校				144
茨城県立盲学校	2	12	7	30
茨城県立水戸聾学校	9	28	14	32

《施策展開の方向》

障がいのある未就学児に対する日中の居場所づくりに障がい児ふれあい広場事業を実施していますが、更なる拡充が望まれます。保育所（園）では引き続き加配保育士の確保

など、受け入れ態勢の整備が求められます。

就学相談では、多様化複雑化する相談に対してより適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制と相談担当者の専門性の向上が必要となります。

また、療育から就学、就学から就労へと個別の情報を引き継ぎ、ライフステージに応じて一貫した支援ができる体制づくりも求められます。

一方、学校教育においては、学習障がい(LD)や注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)、高機能自閉症などの軽度発達障がいのある児童・生徒に対して支援にあたる人的要因の確保が課題となっています。さらに、児童・生徒一人ひとりの指導を行うためのきめ細かい計画である「個別の指導計画」や、学校、保護者と保健、福祉の各関係機関が連携しながら、中・長期的視点で一貫して的確な支援を行うための「個別の教育支援計画」に基づき、多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していきます。

保護者に対しても、発達支援の必要性を認識できていない保護者に対しては、家庭訪問や医療機関の健診受診状況の確認など、母子保健施策による保護者支援を行い理解を促します。

なお、引き続き、学校等施設のバリアフリー化や障がい児対応トイレへの改修なども進める必要があります。

《施策概要》

① 障がい児保育の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	全保育所（園）で障がい児保育の実施体制をとっています。集団保育・教育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促し、必要に応じて保育所（園）での加配保育士の配置や障害のない児童との統合保育を進めます。	継続	福祉課
2	放課後児童クラブでの積極的な障がい児受け入れに努めます。	継続	福祉課

② 療育・発育支援体制の拡充

No.	施策概要	新・継	担当課
1	発達障がいの可能性のある乳幼児の保護者に対して連続した支援体制を図るとともに、乳幼児期から学齢期にかけて連携した相談体制がとれるよう努めます。	継続	福祉課
2	発達の気になる幼児と保護者に対し、発達支援教室、相談事業を実施し、健全な成長や発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減、適切な対応の助言に努めます。	継続	健康増進課
3	児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの給付を行い、障がいの程度やその人の状態に応じた日中の居場所確保に努めます。	継続	福祉課

③ 特別支援教育の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がいの程度, 種類に応じた適正な就学指導ができるよう関係機関の充実, 障がい児をもつ保護者との連携をさらに緊密にするとともに, 乳幼児期から学齢期にかけて一貫した指導体制がとれるよう, 就学相談の充実に努めます。	継続	福祉課 健康増進課 教育委員会 学校教育担当
2	県が実施している「巡回相談」(教育学, 医学, 心理学等の専門家で構成する総合診断チームによる相談)の周知に努めます。	継続	福祉課
3	特別支援学級等において, 医療機関との連携に努め, 障がい児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進できるよう関係機関に働きかけていきます。	継続	福祉課

④ 教育環境の整備

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がいの特性に応じた教育を進めるため, 障がい児や障がいの傾向を持つ児童の動向, 保護者の意向を踏まえながら, 特別支援教育の充実を図ります。また, 学習障がいなど発達障がいにも対応した特別支援教育支援員の配置も進めます。	継続	教育委員会 学校教育担当
2	障がい児用トイレの改修や, スロープの設置等, 教育環境のバリアフリー化を推進し, 障がい児の就学上, 必要が生じた場合に適切な対応に努めます。	継続	教育委員会 学校教育担当

第2節 生涯学習・余暇活動の推進

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

障がい者の文化活動やスポーツ活動については, 県の実施する身体障がい者スポーツ大会やゆうあいスポーツ大会の参加を支援しています。

また, 公共施設が障がい者や高齢者の利用に配慮したものとなるよう, バリアフリー化を進めています。

《施策展開の方向》

生きがいをもった生活を営むことができるよう、生涯学習やスポーツ、余暇活動などに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

《施策概要》

① 生涯学習活動の推進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がい者、高齢者向けの各種講座，教室等の開催を推進します。	継続	教育委員会 生涯学習担当
2	障がい者の文化，芸術に対するニーズを掘り起こすとともに，一般の各種講座，教室等に障がい者が気軽に参加できるように，企画内容への配慮，会場のバリアフリー化，車いすの準備など環境整備に努めます。	継続	教育委員会 生涯学習担当

② 余暇活動の推進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	県や関係機関が主催する文化，スポーツ，レクリエーション活動等の情報提供を促進し，参加を支援します。	継続	福祉課
2	障がい者が町内でスポーツやレクリエーションに親しむ機会づくりを推進します。	継続	教育委員会 生涯学習担当 社会福祉協議会

第3節 就労機会の充実

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

民間企業における障がい者の雇用を促進するため、ハローワーク（公共職業安定所）と連携し、また大子町商工会を通じて大子町企業連絡協議会への障がい者雇用の啓発活動を行っています。

障がい者の就労支援に関しては、平成18年度の障害者自立支援法の施行、次いで障害者総合支援法に伴って抜本的な強化が図られており、就労移行支援事業や就労継続支援事業、地域活動支援センター事業などを実施することで、体系的な就労支援体制を構築しています。

本町においては、大子町社会福祉協議会指定就労継続支援事業所、MINA-AMIGOが就労継続支援B型として、障がい者の福祉的な就労を支援しています。

《施策展開の方向》

一般就労支援に向けた企業側への啓発や障がい者への理解促進、就労環境の整備とともに、福祉的就労における利用者に対する利用料の定率負担問題や高まる就労へのニーズに対応する支援、福祉的就労の場を提供する事業者の増加などが求められます。

また、障害者優先調達推進法による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がい者の自立と社会参画につながるよう支援に努めていきます。

《施策概要》

① 雇用の推進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	民間企業や事業所の障がい者雇用を促進するため、常陸大宮公共職業安定所や町商工会との連携を深め、情報提供や相談支援、啓発活動を強めます。	継続	観光商工課
2	障がい者の福祉就労として契約している、役場庁舎の清掃業務委託を継続します。	継続	総務課
3	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業や就労継続支援事業（B型）の訓練等給付による一般就労に向けた支援の拡充を図ります。	継続	福祉課 社会福祉協議会

② 福祉的就労の促進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	福祉的就労を主体とした、雇用型の就労継続支援事業（A型）の利用促進のため、特別支援学校への情報提供や実習受け入れの機会が得られるように事業所の活動支援をします。	新規	観光商工課 福祉課

第3章 みんなあんしんのまち

第1節 保健・医療サービスの充実

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

保健サービスに関しては、「太子町健康づくり計画」に沿って、障がい者はもとより町民全体に向けた健康づくり事業を実施しています。

障がいの原因となる疾病の早期発見と予防のため、妊婦や乳幼児から高齢者までを対象とした各種健康診査を実施するとともに、健康づくり教室や健康運動教室、健康相談などを開催し、住民の健康の保持・増進を図っています。特に、乳幼児期においては、各年齢に応じた定期的な乳幼児健康診査や出産後の母子に対する相談事業を実施してい

ます。

中高齢者においても、疾病を原因とした後天性の障がいが発生することから、生活習慣病予防教室で日常生活習慣の改善や介護状態にならないよう、運動・食生活・口腔に関する介護予防事業を実施しています。

さらに、心の健康に不安のある方に対しての相談事業を行っています。

《施策展開の方向》

障がいの原因となる疾病を予防するために、健康診査の受診やその後の生活習慣の改善につながるよう保健事業について普及・啓発が必要です。

また、医療に対する要望としては、医療費の助成や小児医療機関の確保のニーズが高く、その取り組みが必要とされています。

さらに、医療的ケア児への支援の強化に向けては、障がいの程度に関わらず必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備について、保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児支援の協議」を行い、医療機関に入院している医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者の、円滑な在宅への移行や早期療育支援等、地域の受け入れ体制の整備に努めます。

《施策概要》

① 健康づくりの推進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	乳幼児健康診査を実施し、疾病・障がい等の早期発見、早期対応を図り発達支援を推進します。	継続	健康増進課
2	介護状態の予防など将来的な障がいの発生の予防となる生活習慣病の予防・改善のために健康診査及びがん検診事業を実施し、受診率向上に努めます。	継続	健康増進課
3	高血圧予防教室やアクアピクスなどを行い、健康づくりを推進します。	継続	健康増進課

② 障がいの早期対応体制の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	身体障がい者や知的障がい者の自立や更生、社会参加などを図るため、医師などによる専門的な立場から助言や指導を行う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の周知に努めます。	継続	福祉課 健康増進課
2	障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療の対応を、適切、効果的に進めるため、保健指導の充実を図ります。	継続	健康増進課
3	保健、医療、福祉の連携を深め、総合的な相談指導体制の強化に努めます。	継続	福祉課 健康増進課

No.	施策概要	新・継	担当課
4	こころの病気を心配している人やその家族に対して相談支援を行い、こころの病気の早期発見に努め、こころの健康の保持増進を図ります。	継続	福祉課 健康増進課

③ 医療受診体制の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がいの軽減を図り、必要な医療を継続的に受けられるよう、自立支援医療費の給付や重度心身障害者医療費助成の周知を図ります。	継続	福祉課

④ 連携体制の強化

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がい者や高齢者等が家庭や地域において、安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者による「在宅ケアチーム」の活動を強化します。	継続	福祉課 健康増進課
2	地域ケアシステム推進事業のサービス調整会議と地域自立支援協議会を統合し、地域全体で総合的かつ効率的に各種の在宅サービスを提供できる体制の構築に努めます。	継続	福祉課 健康増進課
3	保健、医療、福祉の連携により高齢者や障がい者等の介護予防に努めます。	継続	福祉課 健康増進課
4	在宅障がい者や難病患者の在宅療養生活の把握については、訪問看護師、医療機関やヘルパーとの情報交換などにより連携を深めます。	継続	福祉課 健康増進課 医療機関

第2節 福祉サービスの充実

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

障がい者の地域生活を支援する障がい福祉サービスは、平成12年度から65歳以上の高齢者等は介護保険制度により介護サービスが提供されています。

また、平成15年度からは身体障がい者、知的障がい者及び障がいのある子ども等に支援費制度としてサービス提供されていましたが、平成18年度より障害者自立支援法の施行に伴って、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象として、自立支援給付や地域生活支援事業などを提供しています。また、平成25年度からは、障害者総合支援法のもと難病患者等も対象に加え、サービス提供を拡充しています。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、放課後等デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援などの介護給付のほか、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生

活援助（グループホーム）などの訓練等給付，自立支援医療，相談支援やコミュニケーション支援，日常生活用具の給付，日中一時支援，移動支援，地域活動支援センター事業，福祉ホームなどの地域生活支援事業，補装具の交付・修理，自立支援医療などがあり，利用者本人の意向に基づき，サービス提供事業者及び関係機関と調整して利用されています。

《施策展開の方向》

度重なる制度改正などにより，丁寧な制度の理解促進が求められており，国の動向を見極めながら，周知と理解を求めていく必要があります。

また，障害者総合支援法では計画相談支援によるケアマネジメントが必須になっているため，サービス利用計画作成に関わる職員の確保も急務になっています。

施設・居住系サービスにおいては，障がい者の親が高齢化のため，家族で介助できなくなる例が増えることを想定し，施設整備を希望する声が挙がっています。

情報提供についても，障がい者の権利擁護と合わせて，サービスに関することや町行政に関する事などでさらなる情報提供体制の強化が求められています。

さらに，緊急時や家族の介護負担の軽減を図るため，必要とする時，容易に利用できる短期入所（ショートステイ）の拡充をはたらきかけていきます。

とりわけ，相談支援においては，施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進するため，地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実を図ります。

《施策概要》

① 障害者総合支援法によるサービス充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	国の動向を見極めながら，障害者総合支援法について，町広報誌への掲載やパンフレットの配布などにより，できるだけ多くの方々に周知できるよう努めます。	継続	福祉課
2	自立支援給付や地域生活支援事業について，サービス提供事業者や関係機関と連携し，個々のケースに応じて必要とされるサービスや提供量の確保，質的向上に努めます。	継続	福祉課
3	制度の円滑な利用を進めるため，サービス提供事業者と連携し，サービス利用上のニーズ等への対応に努め，適正なサービス利用を促進します。	継続	福祉課

② 在宅サービスの充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	補装具の給付事業や地域生活支援事業における日常生活用具の給付事業の周知を図り，利用を促進します。	継続	福祉課

No.	施策概要	新・継	担当課
2	福祉機器の相談体制の充実を図ります。	継続	福祉課
3	社会参加を促進するため、地域生活支援事業を活用し、手話通訳者の派遣などのコミュニケーション支援などの充実を図ります。	継続	福祉課

③ 施設・居住系サービスの充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	サービス提供事業者と連絡調整を図りながら、円滑な支給決定に努めます。	継続	福祉課
2	地域で自立した生活を求めている障がい者が、地域で安心して生活できるよう、ニーズに応じた共同生活援助事業（グループホーム）の事業者誘致を図ります。	継続	福祉課

④ 相談・情報提供体制の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	ホームページや広報誌などで、文字の大きさやレイアウトなど、障がい者の利用にも配慮した構成への改善を進めます。	継続	福祉課 健康増進課
2	障がい・難病・高次脳機能障がいの相談や情報提供を実施する県福祉相談センター等関係機関の周知を図ります。	継続	福祉課 健康増進課
3	研修による職員の資質向上等を通して、福祉部門における障がい者に関連する情報提供・相談機能の向上に努めます。	継続	福祉課 健康増進課
4	在宅の障がい者の家庭を訪ね、必要な情報の提供、相談等を行う訪問型の相談体制の実施を検討します。	継続	相談事業所
5	障害者相談員制度の周知を図り、相談員の活動機会の増加と障がい者の身近な相談相手として活動に努めます。	継続	福祉課 障害者相談員

⑤ 権利擁護・虐待防止の推進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がい者またはその家族、福祉施設の関係者等から福祉、就労や権利擁護、財産管理等の諸問題の相談に対応している、県実施の「障がい者なんでも相談室」の一層の周知を図ります。	継続	福祉課 社会福祉協議会
2	障がい者の意思を尊重し、自立した生活を支援するため、人権や財産保全等、権利擁護に関する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」（県社協）、権利擁護推進事業（社会福祉協議会）などの実施を促進します。	継続	福祉課 社会福祉協議会
3	障害者虐待防止対策支援事業では、障害者虐待防止法に基づき、行政や各関係機関と連携をとりながら、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行っています。	継続	相談事業所

⑥ 関連機関のネットワークによる連携推進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	新しい制度への取り組みや、大きな課題のある事例への対応等、従来の役割や担当だけでは進展し難いような状況に対し、関連機関のネットワークにより、課題解決や新たな取り組みに発展するような連携を推進します。	新規	福祉課

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区分	内容	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象
	(2)任意後見（判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく）	

第3節 経済的支援の充実

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

経済的な支援については、国や県、町の制度に基づき、特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在宅心身障害児福祉手当など各種年金や手当を支給しているほか、特定疾患療養者福祉見舞金の支給も行っています。

また、税金の軽減、非課税制度、公共施設利用料などの減免も実施しています。

一方、社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付も行っており、安定した家計運営を支援しています。

《施策展開の方向》

経済的な支援として、各種制度の周知を進めるとともに、町の財政事情が厳しいなかで、制度を存続させるための方策を検討していく必要があります。

《施策概要》

① 年金・手当等の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がい者の生活の安定に寄与している障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当等の充実について、国・県へ要請するとともに、障がい者に対して各種手当に関する情報提供の強化を図ります。	継続	福祉課
2	特定疾患療養者に見舞金として支給する、特定疾患療養者福祉見舞金の周知を図ります。	継続	福祉課

② 各種割引制度等の活用促進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	障がい者の保護者が死亡または、重度障がい者になった場合に、障がい者の生活安定を目的として年金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及に努め、保護者なき後の障がい者の生活安定を図ります。	継続	福祉課
2	障がい者に対する医療費自己負担の助成、税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。	継続	福祉課
3	社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付制度」（県社協）の周知を図り、効果的な活用を促進します。	継続	社会福祉協議会
4	特定疾患療養者に対する医療費助成制度の一般特定疾患治療研究事業の充実について、国・県へ要請するとともに、特定疾患療養者に対して医療費助成制度の情報提供を図ります。	継続	社会福祉協議会

第4章 いつもこころよいまち

第1節 生活環境の改善

〔現状と施策展開〕

《実施状況》

住環境の改善や整備については、介護保険制度や住宅リフォーム助成事業による助成や、住宅リフォーム相談窓口の設置、リフォームに関するリーフレット等の配布などを行っています。

また、福祉のまちづくりは、平成18年12月に施行された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通常「バリアフリー新法」）及び県のひとにやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者や高齢者等に配慮した歩道の整備や施設整備、改修、オストメイト対応トイレの設置などを進めています。

外出の支援としては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の中の移動支援事業の実施のほか、高齢者等生き生き外出助成事業（タクシー利用料助成）、自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業なども実施しています。

また、公共施設の駐車場に障がい者用駐車場も確保しています。

防災体制については、災害時要援護者登録台帳への登録を進めています。

緊急時には緊急通報体制等整備事業として高齢者及び障がい者世帯への緊急通報装置の設置を行っており、平成28年までに106台が設置されています。

《施策展開の方向》

障がい者が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や商業施設、病院など地域の各種施設などが障がい者にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

また、移動に関しては、自家用車の利用が多いことから、免許取得や自動車改造費の助成とともに、外出先の障がい者専用駐車場の確保及び一般利用者への理解啓発と協力を求めることも必要です。

一方、災害時における避難所での障がい者に対応した資機材の確保について、関係機関や民間等との連携、協力を得ながら整備を進めるとともに、災害時の要援護者避難支援個別計画について、プライバシーの保護に最大限の注意を払ったうえで、本人の同意を得ながら作成を進め、災害時に備えることが課題となります。

《施策概要》

① 住環境の改善

No.	施策概要	新・継	担当課
1	町営住宅については、室内のバリアフリー化をはじめ身体障がい者等への配慮された住宅整備に努めます。	継続	建設課
2	一般住宅については、生活福祉資金の貸付事業（県社協）の活用促進を図り、居住環境の整備に努めます。	継続	社会福祉協議会
3	住宅リフォーム相談窓口の設置やリーフレット等の窓口設置などにより、一般住宅の新築や改造の際の住宅に関する相談体制づくりを検討します。	継続	福祉課

② 住みよい環境づくり

No.	施策概要	新・継	担当課
1	道路改修や施設の改善にあたっては、国や県の方針、バリアフリー法、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」、ユニバーサルデザインの考え方などに基づき、福祉の視点を活かした整備に努めます。	継続	建設課
2	歩道の設置、歩道の段差解消、緩やかな勾配、交差点の安全確保等バリアフリー化に努めます。	継続	建設課
3	公共施設や商業施設において、段差の解消、手すりの設置、低カウンターの設置、車いすや幼児対応のトイレの設置など、障がい者を含め誰もが利用しやすい環境づくりに配慮するよう、指導に努めます。	継続	福祉課 建設課
4	通行機能及び歩行者の安全保持に努め、歩道上の障がい物の除去に関し啓発活動を行います。	継続	建設課
5	障がい者専用駐車場や「障害者マーク」、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」について周知を図り、理解と協力を呼びかけます。	継続	福祉課

③ 移動支援の推進

No.	施策概要	新・継	担当課
1	免許取得や自動車改造の経費助成等, 自動車が足代わりになっている障がい者への支援を充実します。	継続	福祉課
2	高齢者生き生き外出助成事業 (タクシー利用料助成) の充実, 拡大を図ります。	継続	福祉課

④ 防犯・防災体制の充実

No.	施策概要	新・継	担当課
1	地域防災計画において, 地域住民による防災組織の育成と強化に努めます。	継続	総務課
2	緊急通報システムや要援護者台帳地図システム, 民生委員児童委員, 区長との連携などにより緊急時等での通知支援の拡充に努めます。	継続	福祉課
3	障がい者を災害から守るため, プライバシーの保護に最大限の注意を払い, 災害時要援護者名簿等を作成するとともに, 情報の伝達, 避難誘導等, 地域における防災体制の充実を図ります。	継続	福祉課